

高等学校教育の在り方ワーキンググループ（第11回）における主な意見

（遠隔授業や通信教育の活用）

- 今般の遠隔授業・通信教育に係る制度改正に関して、これからモデル事業で事例を積み重ねて、好事例を創出していくということであるが、生徒や保護者からしてみれば、不登校になっても、全日制でもオンラインで大丈夫というふうに思ってしまった、学校としてすぐに対応を求められるようなことも考えられる。制度改正をしたことは良いことだが、学校現場でこれを現実化していくためには相当時間を要する。
- 遠隔授業・通信教育に係る制度改正により、36単位まで可能という報道が大きく出たこともあり、今春入学してくる子供たち、その保護者の方々は、4月以降そういう世界が待っていて、仮に登校できなくなったときにその仕組みで学ぶことができるという気持ちで入学してきている。ただ、実際に学校現場でそれができるかどうかは別問題。新たな取組を始めるとき、それが実際に現場でできるようになるのはいつなのか、それをもう少し明確にしていく必要があると感じる。
- オンラインや通信教育の質の確保の観点で、取り組む生徒側の通信による学習能力の練習の機会が、おそらくそれほど多いわけではないと考えられるため大事であり、地域としても通信環境がしっかりと整っているかどうかの確認が必要ではないか。
- 遠隔授業の対面時間については、取組の状況を踏まえながら、要件を引き続き検討することが必要ではないか。

（少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方）

- 少子化の加速により、地域における危機感、特に小規模高校の危機感が非常に増してきており、今回、遠隔による教育を使っていこうという話が出てきているが、さらにその先どうなっていくのか、どうあるべきなのかというところについて、特に少子化が進む地域の小規模高校の今後のビジョンや施策を考えていく必要があるのではないか。

（通信制課程の在り方）

- 通信制高校の質の確保に向けて、サテライト施設も含め、教育活動等について情報公開することになっていると思うが、実際、どの程度行われているかについて把握したり公表したり、また、全日制と通信制の生徒で、実際どの程度、通信制を介して学習しているのかという学習時間に関する情報を基に、通信制の質の確保、そして向上につなげていけるのかというのを見ていけると良い。
- 次期学習指導要領の改訂も今後見込まれる中、通信制課程における教育課程の特例の在り方が現状のままでもいいのか。この議論をしていくためにも、ある程度、今の通信制高校の実態というのをデータで明らかにしながら検討していくのがよい。

(探究的な学びの推進)

- 探究活動の実施に当たって、学習指導要領に規定されていることと違うような内容を外部の方が提示していて、学校もしくは教育委員会がその辺りをしっかり理解していればいいのだが、そうでない場合は、例えば「総合的な探究の時間」の中身が「総合的な学習の時間」のような感じになっていて、学校全体のテーマはこれだというようにして大人がテーマを与えてしまい、それを探究と称してやっている場合が見受けられる。「総合的な探究の時間」の概念やねらいを正確に理解できていない現場において、外部の参画がそれをある意味促進してしまっている例がかなり見られるので、その辺りをどのように改善できるか考えていく必要があるのではないかと。

(専門高校の充実)

- 産業自体の高度化などを図るとともに、産業の担い手となる人材の輩出を産業界と連携しながらやっていくということは、公立高校に課された大きな使命であると考えられる。そういったところに対する投資というのは、県も国も今以上に力を入れていかなければならない。教育の質向上や負担軽減も含め、限られた財源をどこにどのように投資していくかということについては、十分に議論をしていく必要がある。
- 専門高校は、産業教育にかかる設備経費が高額で、各都道府県は厳しい状況の中なかでやりくりをしていることが現状。また、受益者負担になっており、例えば実習費、実習着、様々な道具、コンピュータの購入など、基本的に保護者に負担していただいているのが現状であり、入学時にかかる費用が高額になっている。普通科高校に比べて、専門高校はさらにプラスアルファがあるため、入学時にこの辺りで躊躇されることも考えられる。それらを踏まえた支援の検討が必要。

(教職員の配置を含む高等学校の指導体制の充実等)

- 高校への進学率は約 99%に達し、義務教育と事実上変わらないような形であるが、例えば、高校の施設整備への国の支援策については、義務教育段階とは比べ物にならないくらい少ない状況である。教育の質の向上を図るという点に着目した場合、施設整備や、教頭、副校長支援員のようなサポートスタッフの配置といったところについて、高校も義務並みに考えていただけると非常にありがたい。
- 教員を増やすことや、地域のなくなりそうな学校を維持することにも目を向けていくことも大切である。
- 人的配置について、現場からは継続的に配置される人員が求められているところ、義務教育段階では定数改善やスタッフの配置を含めて、この 20 年くらいの間にどういう改善を行い、高校段階ではそれに比べてどういう改善を行ってきたのか比較を行いながら、高校の教職員定数改善を含めた検討の必要があるのではないかと。
- 教師を取り巻く環境整備の関連で、かつては教員研修が非常に充実しており、自主的な

研修が非常に学校の中で認められていた。例えば夏季休業期間中に、自分のため、2学期以降の準備のために、その期間を全て使うことができたが、今は業務の関係でそれが難しくなっているところ、研究と修養が教員には求められていることに鑑み、研修の在り方について、少し働き方改革の観点からもう一度、考える必要があるのではないか。

- 配置の充実とともに、配置される人材（特にSSWなどの専門人材）の質を上げるための仕組みも必要ではないか。

（教育費の負担軽減）

- 教育の負担軽減はどの学校段階でも行う必要がある。
- 授業料支援の所得制限撤廃は、生徒等の中で支援の対象となる者とそうでない者の区切りがなくなり、幅広い範囲で負担軽減されるため歓迎したい。一方、大阪府のように授業料の上限が定められるいわゆるキャップ制は、私学の教育の質が一定の上限でとどめられることになる。私立学校の特色ある多様な教育の担保という観点からは、東京のような授業料の上限がない仕組みの方が良い。
- 都道府県の境を越えて高校等に通学する生徒もおり、居住地や自治体の財政力によって支援が異なることに不公平感が生じ、望ましくない。公私の割合等の自治体毎の差はあるが、隣接の都道府県にも影響があるような所得制限撤廃といった大きな取組については、全国一律の支援制度を議論して頂きたい。
- 高校段階の教育費の経済的負担軽減は重要であるが、その取組を更に進めるために財源は限りがある中、将来に負担を先送りするのではなく、どこにどのように投資するかの検討は十分に時間をかけて議論する必要がある。
- 高等学校の教育費負担軽減については、設置者主義の観点もあるが、地域格差や経済格差、経験・体験の格差をなくし、誰でも平等にチャンスがあるような支援ができるとよい。また、授業料以外の教育費の支援も重要。
- 教育費の負担軽減について本来の政策の意図に対する政策効果の検証が必要である。
- 負担軽減の検討や検証にあたっては、地方分権の原則のもと地方との関係で取り得る施策踏まえ、国において一律の支援を行うべきか検討することが必要。全体最適や質の向上など本来の政策の意図にどの程度反映しているのか検証が難しいところはあるが、都市部におかれた私立学校への流入の加速といった論点や授業料以外の費用がどの程度かかるかといった論点を把握することが必要。
- 政策効果については自治体毎の差などもあり、難しい面もあるが研究の進展が望まれる。

- 授業料無償化により私立高校に進学しやすくなり、私立の専願者の増加や公立の定員割れなども見受けられる。定員面も含めた公立・私立の在り方の検討も必要ではないか。
- 国の支援と都道府県の独自支援、その他の民間の支援について、現場や必要な者に届けられるよう、教育段階を超えて一覧できるような周知を充実させて欲しい。

(その他)

- 15歳人口の推移を鑑みると、いずれ75万人を切るという、5年で約10万人ずつ減ることも分かっているわけであり、その対策を5年刻みでもいいので、今後15年分のシミュレーションをした方が良いのではないか。
- このワーキングで一番大事にすべきこと、あるいは目指すことは何なのかということ、共通認識を持った上で議論していくのが良いのではないか。また、施策を打ち出すときに、データや数字、科学的根拠といったものを基にして考えていくということが、より必要ではないか。
- 授業のDXだけではなく、高等教育改革の中での教務部分、バックヤード部分のDXも非常に重要である。
- 都道府県立高校の振興策について、機関補助に限らない方策が必要。
- 高校教育の在り方の検討に当たって、アウトカムや基準の設定を行い、検証をしながら進めていくことが必要。